

奨学生の適格認定に関する施行細則（抜粋）

（貸与奨学生に係る認定の方法）

第5条

貸与奨学規程第16条第3項及び第16条の2第3項の適格認定は、第3条の貸与奨学生適格基準に基づき、次項に定めるところにより行うものとする。

2 第2条第1項各号に掲げる者の適格認定については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める学校の種類ごとに貸与奨学生適格基準の細目に基づいて認定するものとする。

区分	貸与奨学生適格基準の細目	
	学部・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）	大学院
廃止	1 学業成績が次のいずれかに該当する者 （1）卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者 （2）当年度の修得単位（科目）数が皆無の者又は極めて少ない者	学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者
	2 次のいずれかに該当する者 （1）「貸与奨学金継続願」を提出しなかった者（貸与奨学金継続願に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をした者を含む） （2）在学学校で退学・除籍の処分を受け学籍を失った者（ただし、授業料未納による退学・除籍処分は、異動（退学）として取り扱うものとする。） （3）学校内外の規律を著しく乱し、貸与奨学生の資格を失わせることが適当である者 （4）その他、貸与奨学生としての責務を怠り、特に貸与奨学生として適当でない者	同左
	3 第3条第3号に該当しない者	同左
	4 第2条第1項第2号に掲げる者であって次のいずれかに該当する者 （1）停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがない者 （2）停止の処置を受けている期間が継続して2年を経過した者 （3）在学学校長が指定する日までに停止期間の終了に伴う交付再開を願い出ない者	同左
停止	1 学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込	同左

	がある者	
	<p>2 廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 停学その他の処分を受けた者</p> <p>(2) 学校内外の規律を乱し、貸与奨学金の交付を停止させることが適当である者（不起訴処分の場合に限る。）</p>	同左
	<p>3 第2条第1項第2号に掲げる者であって停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがある者</p>	同左
警告	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、(1)又は(2)に該当する者のうち、次年度以降の修得単位（科目）数が当年度と同数程度であっても卒業延期とならない者その他当年度の修得単位（科目）数に基づき警告認定を行うことが適当でないと認められる者は、除くことができる。</p> <p>(1) 当年度の修得単位（科目）数が標準的な修得単位（科目）数の1/2以下の者</p> <p>(2) 前号の規程にかかわらず、在学学校長が当年度の修得単位（科目）数が著しく少ないと認めた者</p> <p>(3) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者</p> <p>(4) 学修の意欲に欠ける者</p> <p>(5) 仮進級となった者</p>	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、(1)に該当する者のうち、次年度以降の修得単位数が当年度と同数程度であっても修了の延期とならない者その他当年度の修得単位数に基づき警告認定を行うことが適当でないと認められる者は、除くことができる。</p> <p>(1) 当年度の修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者</p> <p>(2) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者</p> <p>(3) 学修の意欲に欠ける者</p>
継続	廃止、停止又は警告に該当しない者	同左
復活	<p>第2条第1項第2号に掲げる者であって、停止の事由がなくなった（卒業延期が確定したこと又は卒業延期の可能性が極めて高いことにより停止の処置を受けている者にあつては、当該延期後の卒業又は修了予定日に卒業又は修了できる見込みがある場合に限る。）と認められ、かつ、貸与奨学金の交付再開を願い出た者</p>	同左

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抜粋）

（給付奨学生の学業成績の判定）

第二十三条の六

確認大学等は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。）（第二十三条の十一第二号において「短期大学等」という。）にあっては、学年の半期）ごとに、給付奨学生の学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

2 確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果を機構に通知するものとする。

別表 適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	<p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。</p> <p>一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。</p> <p>二 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。</p> <p>三 履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。</p> <p>四 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（停止の区分に該当する場合を除く。）。</p>
停止	<p>警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（二回目の警告が警告の項第二号に掲げる基準のみに該当することによる場合に限り、連続して三回該当する場合を除く。）。</p>
警告	<p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。</p> <p>一 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。</p> <p>二 GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 給付奨学生の在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するまでに、その取得が当該確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしい資格等であって、職業に密接に関連するものを取得する能力につき高い水準を満たすと見込まれること。</p> <p>ロ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定より同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者、同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者又は第三十九条に掲げる者であっ</p>

	<p>て、履修科目の授業への出席率が高いことその他の学修意欲が高い状況にあると認められること。</p> <p>三 履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。）。</p>
備考	<p>一 この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。</p> <p>イ 確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数（単位制によらない専門学校にあっては、単位時間数）を修業年限の年数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条の二、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条の二、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十七条、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十四条及び専修学校設置基準（昭和三十二年文部省令第二号）第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生にあっては、当該確認大学等が認めた期間）で除した数に、学生等が在学した期間の年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあっては、その月数（一月未満の場合にあっては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた数（一未満の端数が生じた場合にあっては、これを一に切り上げるものとする。）</p> <p>ロ 大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十二条第一項、専門職短期大学設置基準第十九条第一項及び専修学校設置基準第二十四条の規定により、学生等が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数</p> <p>二 この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであって、学生等の学業成績をGPA等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。</p> <p>三 給付奨学生の学修意欲の状況については、履修科目の授業への出席率、授業時間外の学修の状況、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して、確認大学等が判定するものとする。</p>